



個人住民税(個人市民税・県民税)の主な改正点

住宅借入金等特別税額控除の特例期間の延長

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

所得税における住宅ローン控除では、控除期間が10年間から13年間へ延長となる特例措置が設けられていますが、特定の期間*¹に契約した場合、その入居の期限が令和4年12月31日までに延長されます。

また、この延長された期間に限り、合計所得金額が1,000万円以下の人について面積要件を緩和し、床面積40㎡以上50㎡未満の住宅も対象となります。

住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除がある場合、控除限度額の範囲内で翌年度分の市・県民税から控除するもの



控除期間および控除限度額

入居した年月	控除期間	住宅借入金等特別税額控除の控除限度額
平成26年4月～ 令和元年9月	10年間	以下の①～③のうち、最も少ない金額 ①住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれない額 ②所得税の課税総所得金額等の7% ③13万6,500円
令和元年10月～ 令和2年12月(* ²)	13年間	
令和3年1月～ 令和4年12月(* ^{1・2})	13年間	

今回延長

*1 新築(注文住宅)の場合は令和2年10月1日～令和3年9月30日に、分譲住宅や中古住宅の取得・増改築等の場合は令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約を締結している必要があります。

*2 特例が適用されるのは、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限りです。それ以外の場合で、令和3年12月31日までに入居した人は控除期間が10年となります。



津市人権講演会&市民とつくる人権ネットワークの集い



問い合わせ 人権課 ☎229-3165 FAX229-3366

1/29 土 13:20~15:30(12:30開場)
サンヒルズ安濃ハーモニーホール

内容 ※手話通訳あり

第1部(13時20分~13時45分)…岡田正幸さん(敬和地区自主防災協議会副会長)による人権活動報告「地域住民・子どもたちが主体的にすすめる防災」

第2部(14時~15時30分)…齋藤幸男さん(防災士、東北大学非常勤講師、宮城県石巻西高校元校長)による講演「災間を生きる～震災の教訓と人材の育成～」



齋藤幸男

定員 300人(車椅子席4席を含む)

申し込み はがき、またはEメールで、津市人権講演会入場券希望と明記し、代表者の郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・電話番号、希望枚数を、人権課(〒514-8611 住所不要、☎229-3165@city.tsu.lg.jp)へ ※後日、入場券を郵送します。

締め切り 1月5日(水)必着



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。